

加賀沿岸流域下水道（大聖寺川処理区）、加賀沿岸流域下水道（梯川処理区）、犀川左岸流域下水道（汚泥共同処理を除く）の平成25年度管理状況

施設所管課	環境部水環境創造課
指定管理者	(財)石川県下水道公社 代表者 理事長 廣瀬 登喜夫
指定期間	平成24年4月1日～平成27年3月31日

(1) 管理業務の実施状況

業務内容	具体的な業務の実施状況																																															
使用する者への利便の提供に関する業務	該当無し																																															
利用の促進に関する業務	該当無し																																															
使用の許可に関する業務	該当無し																																															
施設、設備及び備品の維持管理及び修繕に関する業務	下水道施設の運転管理業務 ○公共用水域へ放流する処理水の水質管理状況（年間） 法令に基づく排水基準（生物化学的酸素要求量 BOD 値） ・水質汚濁防止法 日平均 20mg/l 以下 最大 30mg/l 以下 ・下水道法 日平均 15mg/l 以下 ○管理状況 <大聖寺川処理区>																																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th>管理基準値 (条例規則)</th> <th>最大値</th> <th>最小値</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素イオン濃度</td> <td>PH</td> <td>5.8~8.6</td> <td>7.5</td> <td>6.9</td> <td>7.2</td> </tr> <tr> <td>生物化学的酸素要求量</td> <td>BOD</td> <td>15mg/L 以下</td> <td>7.9</td> <td>0.5</td> <td>2.3</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質</td> <td>SS</td> <td>40mg/L 以下</td> <td>6</td> <td>&lt;2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>大腸菌群数</td> <td></td> <td>3,000 個/ml 以下</td> <td>98</td> <td>1</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>汚泥含水率</td> <td></td> <td>85%以下</td> <td>80.4</td> <td>77</td> <td>78.9</td> </tr> </tbody> </table>						項目		管理基準値 (条例規則)	最大値	最小値	平均値	水素イオン濃度	PH	5.8~8.6	7.5	6.9	7.2	生物化学的酸素要求量	BOD	15mg/L 以下	7.9	0.5	2.3	浮遊物質	SS	40mg/L 以下	6	<2	2	大腸菌群数		3,000 個/ml 以下	98	1	47	汚泥含水率		85%以下	80.4	77	78.9						
項目		管理基準値 (条例規則)	最大値	最小値	平均値																																											
水素イオン濃度	PH	5.8~8.6	7.5	6.9	7.2																																											
生物化学的酸素要求量	BOD	15mg/L 以下	7.9	0.5	2.3																																											
浮遊物質	SS	40mg/L 以下	6	<2	2																																											
大腸菌群数		3,000 個/ml 以下	98	1	47																																											
汚泥含水率		85%以下	80.4	77	78.9																																											
	<梯川処理区>																																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th>管理基準値 (条例規則)</th> <th>最大値</th> <th>最小値</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素イオン濃度</td> <td>PH</td> <td>5.8~8.6</td> <td>7.5</td> <td>6.6</td> <td>7.1</td> </tr> <tr> <td>生物化学的酸素要求量</td> <td>BOD</td> <td>15mg/L 以下</td> <td>7.8</td> <td>0.3</td> <td>2.1</td> </tr> <tr> <td>化学的酸素要求量</td> <td>COD</td> <td>30mg/L 以下</td> <td>17.3</td> <td>8.4</td> <td>10.7</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質</td> <td>SS</td> <td>40mg/L 以下</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>大腸菌群数</td> <td></td> <td>3,000 個/ml 以下</td> <td>298</td> <td>&lt;1</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>汚泥含水率</td> <td></td> <td>85%以下</td> <td>82</td> <td>75.2</td> <td>79.2</td> </tr> </tbody> </table>						項目		管理基準値 (条例規則)	最大値	最小値	平均値	水素イオン濃度	PH	5.8~8.6	7.5	6.6	7.1	生物化学的酸素要求量	BOD	15mg/L 以下	7.8	0.3	2.1	化学的酸素要求量	COD	30mg/L 以下	17.3	8.4	10.7	浮遊物質	SS	40mg/L 以下	6	1	2	大腸菌群数		3,000 個/ml 以下	298	<1	24	汚泥含水率		85%以下	82	75.2	79.2
項目		管理基準値 (条例規則)	最大値	最小値	平均値																																											
水素イオン濃度	PH	5.8~8.6	7.5	6.6	7.1																																											
生物化学的酸素要求量	BOD	15mg/L 以下	7.8	0.3	2.1																																											
化学的酸素要求量	COD	30mg/L 以下	17.3	8.4	10.7																																											
浮遊物質	SS	40mg/L 以下	6	1	2																																											
大腸菌群数		3,000 個/ml 以下	298	<1	24																																											
汚泥含水率		85%以下	82	75.2	79.2																																											

＜犀川左岸処理区＞					
項目		管理基準値 (条例規則)	最大 値	最小 値	平均値
水素イオン濃度	PH	5.8~8.6	7.4	6.8	7.1
生物化学的酸素要求量	BOD	15mg/L 以下	3.1	<0.5	1.4
浮遊物質	SS	40mg/L 以下	4	<1	2
大腸菌群数		3,000 個/ml 以下	67	<1	8
汚泥含水率		85%以下	81.2	75	79.1
※放流水の水質は、条例規則に基づく管理基準値内で、概ね良好な管理である。					
(その他知事が必要と認める業務)	緊急時の対応・安全管理などの危機管理 ・危機管理マニュアルが策定されており、災害時の対応・体制が整備されている。				

(2) 施設の利用状況

- ①利用指標  
該当なし
- ②使用許可等の状況  
該当なし

(3) 使用料の収入実績

利用料金の収入及び減免の状況  
該当なし

(4) 収支決算

(千円)

収入		支出	
管理料	943,284	人件費	50,264
		需用費	339,506
		運転監視、汚泥処理	544,599
		その他	8,915
合計	943,284	合計	943,284
収支差額			

(5) その他、県が必要と認める事項 (管理の実態を把握するために必要な事項)

- ①利用者の意見等  
特になし
- ②事故、故障等  
特になし
- ③その他報告事項など  
特になし

(6) 評価結果

評価項目	結果	所見（工夫、改善点）
①サービスの維持・向上や利用促進に向けた取組みが行われているか。		・ 該当業務なし
②施設、設備及び備品の維持管理及び修繕が適切に行われているか。	C	・ 業務執行計画書に基づき適切な管理がなされている。
③適切に管理運営・危機管理を行う組織・体制となっているか。	C	・ 適切な職員の配置がなされており、業務に関する研修・講習が十分なされている。 ・ 非常時の連絡体制やマニュアルが定められ、安全対策が適切である。
総合評価	C	・ 施設の設置目的にあった管理運営がなされており、今後も流域下水道の専門的なノウハウを活かした管理を期待する。

○評価基準

- A（優）：仕様書等に定める水準を大いに上回っており、その結果、優れた実績をあげている
- B（良）：仕様書等に定める水準を上回っている
- C（可）：概ね仕様書等に定める水準どおり実施されている
- D（不可）：仕様書等に定める水準を下回っており、改善を要する部分がある

○総合評価

- A（優）：優れた管理運営がなされており、かつ、十分な実績をあげている
- B（良）：優れた管理運営がなされている
- C（可）：適正な管理運営がなされている
- D（不可）：改善が必要である

(7) 助言・指摘事項

特になし